

令和8年4月9日

保護者の皆様

豊田市立猿投台中学校
校長 竹端 達治**風水害・地震等における生徒の登下校について（連絡）**

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。さて、見だしのことについては今後、下記のように対応をします。ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

記

風水害**1 「県全域」「西三河北西部」「豊田市」「豊田市西部」に暴風警報が発令された場合**

- (1) 午前6時までに解除された場合 → 平常授業を実施します。
※ただし、登校が危険な場合は保護者の判断で自宅待機も可とします。その際は学校までご連絡ください。
- (2) 午前6時を過ぎて解除されない場合 → 休校とします。
- (3) 生徒登校後に発令された場合 → 授業を中止し、速やかに下校します。

2 下記の(1)(2)に関する避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合

- (1) 土砂災害に関する気象情報が、猿投台中学校区に発令された場合
- (2) 河川の氾濫に関する気象情報が、下記の対象区域のいずれかに発令された場合

・平戸橋町	・越戸町	・荒井町	・枝下町	・西広瀬町
-------	------	------	------	-------

- 発令された区域を校区とする小中学校は、上記「1 暴風警報発令時」と同様の対応をします。

3 その他

- (1) 風水害等の影響により通学路が通行不能や通行危険な状態と判断された時は、生徒の登校を見合わせ、家庭で待機させるとともに、学校へ連絡してください。その場合、欠席・遅刻になりません。
- (2) 天候の急変が予想されるような緊急の場合、暴風警報等が発令されていなくても、必要に応じて集団下校等の対応を行います。
- (3) この件について、不明な点は担当までお願いします。

【裏面に続きます】 →

地震・大規模地震

1 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合

- (1) 生徒が、自宅に居た場合
 - 学校から連絡があるまで自宅待機とする。
- (2) 生徒が、学校に居た場合
 - 中学校は、速やかに下校をする。
 - ※きずなネット等で学校から保護者への連絡ができない状況でも実施します。

2 「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表された場合

※ 「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表された場合、豊田市で対応を検討し、市教育委員会から各学校に対応の指示が出ます。

- (1) 生徒が、自宅に居た場合
 - 学校から連絡があるまで自宅待機とする。
- (2) 生徒が、学校に居た場合
 - 豊田市での対応の決定を受け、各家庭に情報をお伝えするとともに、必要に応じて保護者への引き渡し若しくは集団下校等の対応を行います。

3 その他

- ・児童生徒のお迎え時には、学校への電話連絡はせず、直接ご来校ください。情報収集や安全確認を優先するために、ご理解とご協力をお願いします。

<参考> 給食の中止について

- (1) 暴風警報及び避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合、午前6時まで解除されていない場合、その日の給食は中止になります。
- (2) 暴風警報等が予想される場合、前日でも給食中止の決定がなされることがあります。その際は、きずなネット等でお知らせします。

担 当 教頭（長崎 知一）
電 話 4 5 - 0 0 3 9
F A X 4 6 - 0 3 9 6